



■入会のご案内■

会員は当事者、賛助員は会の活動に賛同していただける方ならどなたでも加入できます。

会員 入会金 500 円 会費 3000 円

賛助員 入会金 500 円 会費 101000 円を 30 以上

ジャパンネット銀行

支店名 すずめ支店

店番号 002

預金種目 普通預金

口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する

全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリユウ ラジツゲンズル

ゼンコクネットワーク)

■連絡先■

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町 17-12

渋谷ジョンソンビル 4F S100489

Mail: info@oyakonet.org

親どうしが別れても 親子が親子であるために

For Left behind Parents and their Children



こんなことで悩んでいませんか？

- 別居・離婚してから、子どもと会えなくなってしまった。
- 突然、配偶者に子どもを連れ去られた。
- 配偶者に家を追い出されたり、事情で一時子どもから離れたばかりに会えなくなった。
- 裁判所に面会交流の調停を申し立てたが、うまく進まない。
- 離婚調停で親権・監護権を争っているが、先が見えない。
- 国際結婚が破綻し、子どもを他国に連れ去られた。
- 知らない間に DV 加害者にされた。
- 娘・息子が別居・離婚して、祖父母として孫に会わせてもらえない。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク
(親子ネット) <http://oyakonet.org/>

親どうしが別れても 親子が親子であるために

親子ネットは2008年7月、別居・離婚後も親子が安心して会えるよう、共同監護、面会交流の法制化、公的支援を求めため発足しました。現在、**十勝（北海道）・さっぽろ・秋田・とちぎ・新潟・NAGANO・静岡・関西・三重・沖縄**などの仲間と連携し、情報交換しています。

あなたが、もし、子どもと会うことに困難を感じているのであれば、私たちと一緒に、子どもたちの未来のために現状を変えてみませんか？

● 親子なのに、どうして会えないの？

日本の法律では、離婚後、どちらか一方の親に親権が与えられます。そのため、別居・離婚後の親子の交流は、子どもと一緒に住んでいる親の意向に大きく左右されてしまうのです。同居親にイヤだと言われたら、それだけで子どもと会えなくなってしまいます。また、裁判所もこの状況を是正するよう機能していません。

● 国際結婚での子どもの引き離しに悩んでいる方へ

国際結婚が破綻した夫婦の、国をまたいでの子どもの連れ去りも、増え続けています。

このため、国際的な子の連れ去り問題について、日本がハーグ条約*に批准するよう、米・英・仏・カナダが共同声明を出すなど、国際的な議論が高まりをみせています。これらの国では、別居・離婚後も責任を持って共同で子どもを監護して行けるよう、法整備や公的支援が進んでいます。G8（主要8か国）のうち、共同親権でない国はロシアと日本だけです。ハーグ条約批准のためにも、多様化する家族観をうけとめる、国内法の整備がまず必要です。（*ハーグ条約とは、国際的な子の奪取の民事面に関する条約。

子を連れ出された親が返還を申し立てた場合、相手方の国の政府は元の国に帰す協力義務を負う。1983年発効）

● 会員になると、どんなことができるの？

定期的に会報『引き離し』をお届けします。

関連する様々なシンポジウム・イベントの報告をはじめ、当事者レポート、地方議会への陳情や請願レポート、親子ネット関連団体の紹介など、当事者に必要な様々な情報を提供しています。また、**当事者の自助グループ活動と、国会署名や地方議会への陳情・請願、など当事者運動にも参加できます。**



子どもにとって親の離婚は天地を揺るがすほどの大きな出来事です。そんな時に、両方の親から大切にされている、必要とされているというサインを受け取るとはとても大切なことです。パパもママも大好き！子どもが素直にそう言えるように、わたしたちの手で未来は必ず変えられます。